

鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、富津市と鋸南町にまたがる鋸山の歴史・芸術・文化の資源を日本遺産「候補地域」として活用し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 組織整備に関する事業
- (2) 戦略立案に関する事業
- (3) 人材育成に関する事業
- (4) 整備に関する事業
- (5) 観光事業化に関する事業
- (6) 普及啓発に関する事業
- (7) 情報編集・発信に関する事業
- (8) その他、日本遺産「候補地域」活用に関する事業

(構成団体及び委員)

第4条 協議会は、別表1に記載する団体で構成し、各団体から選出された者が委員となる。

2 委員のほかに、オブザーバーやアドバイザーを置くことができる。

- (1) オブザーバーは、日本遺産「候補地域」活用に関わる団体等で、別表2に記載する各団体から選出された者とする。
- (2) アドバイザーは、日本遺産「候補地域」活用のためのアドバイスを行う者とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、富津市長の職にある者を、副会長は鋸南町長の職にある者を充てる。

3 監事は会長の指名による。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

(任期)

第6条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期内に委員が欠けた時、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(会計年度)

第7条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(経費)

第8条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議に出席できない委員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

5 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局を、富津市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

2 事務局は、協議会の事務及び会計を執行する。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和3年7月28日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

富津市（生涯学習課、商工観光課、企画課）

鋸南町（教育課、地域振興課、総務企画課）

富津市文化財審議会

富津市観光協会

金谷地区区長会

鋸南町文化財審議会

鋸南町観光協会

元名区区長

別表2（第4条第2項関係）

金谷ストーンコミュニティー

公益財団法人鋸山美術館

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社

東京湾フェリー株式会社

鋸山ロープウェイ株式会社

宗教法人日本寺

鋸南町ガイドボランティア

道の駅保田小学校